

①

田辺市立城山台学校給食センター  
給食配送・回収等業務委託事業者募集要項

令和6年5月

田辺市教育委員会

## 第 1 事業の目的

田辺市立城山台学校給食センターにおける給食配送・回収等業務（給食運搬・回収業務、運搬車両点検・管理業務等）について、効率的な事業運営を行うため、民間事業者へ委託する。

事業者の選定にあたっては

- 1 限られた時間内に安全かつ確実に配送を行うことが求められること。
- 2 配送・回収経路については、狭隘な道路が多く、配膳室への進入路についても十分な広さを確保できていない対象校も多いこと。

から、高度な運行管理能力や運転技術が求められることになる。このため、運搬等を事業として実施している事業者へ委託を行うものとする。

## 第 2 事業の概要

- 1 事業の名称 田辺市立城山台学校給食センター給食配送・回収等業務委託事業
- 2 田辺市立城山台学校給食センター所在地及び受配校名称・所在地
  - (1) 田辺市立城山台学校給食センター所在地等

名 称	田辺市立城山台学校給食センター
所 在 地	田辺市城山台 3 番 1 号
竣 工 年 月	平成 19 年 8 月
構 造	鉄骨 2 階建
延 床 面 積	2569 m <sup>2</sup>

## (2) 受配校名称、所在地等

本業務の対象の受配校（小学校 11 校・中学校 7 校）

対象校等名	所在地	備考
田辺第一小学校	田辺市上屋敷一丁目 2-1	
田辺第二小学校	田辺市東陽 21-1	
田辺第三小学校	田辺市上の山二丁目 6-10	
芳養小学校	田辺市芳養松原二丁目 18-36	
新庄小学校	田辺市新庄町 2300	
新庄第二小学校	田辺市新庄町 3193	
稲成小学校	田辺市稲成町 780	
会津小学校	田辺市下万呂 59-1	
田辺東部小学校	田辺市南新万 28-1	
上秋津小学校	田辺市上秋津 2196-1	
秋津川小学校	田辺市秋津川 683	
東陽中学校	田辺市神子浜一丁目 4-66	
明洋中学校	田辺市目良 4-1	
高雄中学校	田辺市高雄三丁目 20-1	
上秋津中学校	田辺市上秋津 2263-2	
秋津川中学校	田辺市秋津川 652-1	
新庄中学校	田辺市新庄町 2266-2	
衣笠中学校	田辺市中三栖 147-1	

本業務の対象外の受配校（幼稚園 3 園・保育所 1 園・小学校 1 校）

対象校等名	所在地	備考
中芳養幼稚園	田辺市中芳養 1870-1	
上秋津幼稚園	田辺市上秋津 4524	
三栖幼稚園	田辺市中三栖 147-5	
秋津川保育所	田辺市秋津川 639	
大坊小学校	田辺市芳養町 3944	

### 3 業務内容

市が貸与する配送用車両を使用し、次の業務を実施する。配送・回収の対象は、2 の(2)に記載する対象校（11 小学校と 7 中学校）とする。

- (1) 配送・回収業務
  - (ア) 配送用コンテナ積載業務
  - (イ) 配送業務
  - (ウ) 回収業務
  - (エ) 配送用コンテナ荷下ろし業務
- (2) 衛生管理業務
- (3) 配送用車両等清掃業務
- (4) 配送用車両維持管理業務
- (5) 前各号に付帯する業務

### 4 配送用車両

配送用車両 2 トン車 8 台は、市が無償で貸与する。

### 5 業務委託期間等及び給食実施日数

- (1) 契約期間は、契約締結日の翌日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。
- (2) 履行期間は、令和 6 年 8 月 1 日から令和 9 年 7 月 31 日までとする。
- (3) 年間（4 月から 3 月）の基本給食実施日数は、190 日程度とする。

### 6 配送・回収基本計画

市が定める配送・回収基本計画に基づき、安全かつ適切な運行計画を作成し、市の確認を受けた上で、配送・回収業務等を実施するものとする。配送・回収基本計画を変更する場合は事前に事業者へ通知を行うものとする。

### 7 委託料の算定（入札金額）

5 で定める基本給食実施日数及び、6 で定める配送・回収基本計画を基礎として 1 年間の委託料を算定すること。入札金額には消費税を含めない。契約期間内に配送・回収基本計画の大幅な見直しが生じた場合は別途協議する。

### 第3 委託事業者募集等のスケジュール

委託事業者は、条件付き一般競争入札方式により選定する。市の事業者の募集に応じ提出された「応募資格審査申請書」により、市が定める「応募事業者の要件等」を満たしていると認められる事業者が入札に参加できるものとする。

実施のスケジュールは次のとおりとする。ただし、受け付け等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行わない。

募集要項等及び応募資格申請書の公表・配布	令和6年5月23日～6月6日
募集要項等に関する質問の受付期限	令和6年5月31日
募集要項等に関する質問に対する回答期日	令和6年6月6日
応募資格審査申請書の受付	令和6年6月10日～6月12日
応募資格審査申請書の結果通知	令和6年6月18日以降
入札実施日	令和6年6月28日（予定）
委託事業者の決定	入札実施後速やかに行う。

### 第4 応募事業者の条件等

#### 1 応募資格

##### (1) 応募事業者の備えるべき要件

応募事業者の応募資格要件は、次のとおりとする。

##### ア 応募事業者資格要件

応募事業者は、令和6年度田辺市物品入札参加者等登録名簿へ登録されている事業者であって、かつ、次の要件を満たす事業者とする。

- (ア) 田辺市内に本社、支店又は営業所等を有していること。田辺市内の支店・営業所等で応募する場合は、田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過していること。（本社は下記(エ)の条件必須。）
- (イ) 法人格を有し、本委託事業を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (ウ) 道路運送法（昭和26年法律第183号）又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）による運送許可等を有し、営業経歴があること。
- (エ) 同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者であること。（組織変更、合併等の事情により同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者と同様の事情と認められる者も含む。）
- (オ) 契約履行期間当初において、事業実施に必要な従業員数が確保されていること。

##### イ 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者(な

お、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。)

- (イ) 田辺市において、指名停止期間中である者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この要件に該当しないものとする。
- (エ) 国税及び地方税を滞納している者
- (オ) 暴力団、暴力団員又は暴力団関係者が経営若しくは運営に関与している事業者。

## (2) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、応募資格審査申請書の提出日を基準とする。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事となった場合には失格とする。

## 2 応募に関する留意事項

### (1) 募集要項等の承諾

応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものとみなす。

### (2) 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

### (3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とする。

### (4) 提出書類の取り扱い

提出された書類については、変更できないものとし、返却は行わない。

### (5) 資料の取り扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。

### (6) 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- (ア) 応募資格審査申請書の提出時から受託事業者決定までの期間に、応募事業者が不渡

手形又は不渡小切手を出した場合

- (イ) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
  - (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
  - (エ) 著しく信義に反する行為があった場合
- (7) その他
- (ア) 市が提示する資料及び回答書は、本募集要項等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。
  - (イ) 本募集要項等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知する。

## 第5 募集スケジュール

### 1 募集要項等の公表・配布

募集要項等を次のとおり公表・配布する。

#### (1) 公表

ア 期間：令和6年5月23日（木）～6月6日（木）まで

イ 公表場所：田辺市ホームページ（ダウンロード可）

田辺市立城山台学校給食センター（田辺市城山台3番1号）においても、募集要項等の配付を行う。ただし、配付の日時は、次のとおりとする。

①期間…令和6年5月23日（木）から6月6日（木）まで

※土曜日、日曜日を除く。

②時間…午前9時から午後4時まで

但し、5月23日（木）は午後1時以降

#### (2) 公表・配布書類

ア 田辺市立城山台学校給食センター給食配送・回収等業務委託事業者募集要項等（本書・仕様書・添付資料）

イ 同上 応募資格審査申請書

### 2 募集要項等に関する質問の受付・回答

本募集要項等の内容に関する質問は、次のとおり受け付け、回答は、本市のホームページへの掲載により行う。電話及び口頭等の個別の対応はしない。また、無用な混乱を招くことが危惧されるときは、質問に回答しないことがある。

#### (1) 質問の提出方法

質問書（応募資格審査申請書 別紙-3）に内容を簡潔にまとめて記入し、FAX又は持参により提出すること。

#### (2) 受付日時

ア 期 間：令和6年5月23日（木）～令和6年5月31日（金）

イ 時 間：午前9時から午後5時まで

(3) 回答期日

令和6年6月6日（木）

回答（ホームページへの掲載）は、上記の期日に一括して掲載するか、または、期日までに随時、複数回にわけて掲載する。

(4) F A X 番号：0739-24-1407

3 応募資格審査申請書の提出

応募事業者は、次の要件により提出する。

(1) 提出日時

ア 期 間：令和6年6月10日（月）～令和6年6月12日（水）

イ 時 間：午前9時から午後4時まで

(2) 提出書類

ア 応募資格審査申請書（様式第1号） 1部

イ 様式第1号に記載する添付書類 各1部

(3) 提出先

受付場所 〒646-0217 田辺市城山台3-1 田辺市立城山台学校給食センター

(4) 提出方法

上記提出書類を持参又は郵送（書留）によるものとする。

4 審査結果の通知

審査結果については、令和6年6月18日（火）以後に文書にて通知する。

第6 委託事業者の決定

1 入札の実施

(1) 入札実施日（予定）

令和6年6月28日（金）